



2015年1月30日 第2015-11号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

マクロ経済スライド実施のため微増

# 2015年度年金額0.9%引き上げ

本日、厚生労働省は2015年度の年金額を発表しました。今年4月からの年金支給額は0.9%引き上げ、国民年金は**満額で月額65,008円**（+608円）になります。また、2015年度の国民年金の**保険料は月額15,590円**（+340円）になります。

年金の支給額は、賃金や物価の変動に応じて毎年決められています。年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定することとされています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つ等の観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定されます。

総務省が本日発表した「平成26年度の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の対前年比変動率は2.7%となりました。また、2015年度の年金額改定に用いる名目手取り賃

金変動率は、2.3%になりました。名目手取り賃金率よりも物価変動率の方が高いので新規裁定年金も既裁定年金も名目手取り賃金変動率（2.3%）で改定されます。

ところが、2013年9月までの年金額は2000年から2002年にかけて、物価が下落したにもかかわらず特例法でマイナス改定を行わず、年金額を据え置いたため、本来の水準より2.5%高い水準（特例水準）で支給していました。そのために、2013年10月から、2015年4月まで3回に分けて特例水準の解消が行われています。

また、2015年4月に特例水準が解消されるため、2004年の改正で導入されたマクロ経済スライド（下記参照）による年金額の調整が初めて実施されました。

2015年の年金額は、名目手取り賃金変動率が2.3%になったものの、特例水準解消で0.5%引き下げ、さらにマクロ経済スライドによる調整で0.9%引き下げるため、0.9%（2.3-0.5-0.9）の微増となりました。

### 【2015年度の年金額の例】

国民年金（老齢基礎年金満額・1人分）	65,008円（+608円）
厚生年金 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額	221,507円（+2,441円）

厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬42.8万円（一時金含む月額換算））で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

### 【マクロ経済スライド】

賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み。現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分賃金や物価の変動により算出される改訂率から控除するもの。マクロ経済スライドによる調整は、特例水準が解消され次第実施することが法律に規定されている。

<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>